

5 輸国第 1122 号
令和 5 年 7 月 12 日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から中華人民共和国向けに輸出する活水産品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 CN-S2「中華人民共和国向け輸出活水産物の取扱要綱」に基づき取り扱われているところですが、

今般、中国向け輸出活水産物を取り扱う養殖施設及び包装施設の認定開始に伴い、下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、管内の都道府県知事への通知をお願いします。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 手続規程の別表 1 について
中華人民共和国の適合施設の認定（法第 17 条第 1 項）に「活水産物（別紙 CN-S2）（農）」を追加したこと。
- 2 手続規程の別紙 CN-S2 について
(1) 中国向け輸出活水産物を取り扱う養殖施設及び包装施設の認定手続等について規定を追加

- (2) 中国向け輸出活水産物を取り扱う施設の登録に係る申請書様式を別紙様式1～5として追加
- (3) その他、所要の改正